TAX NEWS

―地域指定・個別指定による期限延長―

先日、国税庁より台風19号の被害を受けた6県の市町村に、「地域指定」による国税の申告・納付等の期限延長の措置を講ずると発表がありました。地域指定されたのは、岩手県久慈市、宮城県角田市、福島県郡山市、茨城県水戸市の一部、栃木県栃木市、長野県長野市の一部等です。詳細は国税庁ホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

今回発表された「地域指定」とは、台風のような災害、その他やむを得ない理由により、国税の申告・納付等をできない者が広範囲に生じたと認められる場合に、国税庁長官が地域と期日を定めることで、申請手続きを踏まずに、申告・納付等の期限が自動的に延長されるものです。過去には、東日本大震災発生の際に発表されていました。延長期間は、指定された地域の納税者の多数が申告できる状態になった日まで認められます。今回の台風19号に係る延長期間は発表されていませんが、決定されれば官報に掲載後、国税庁のホームページやTwitterで公表される予定です。

また、地域指定で延長期限を迎えた後で、申告が困難なときは、「個別指定」による再延長を申請することができます。「個別指定」とは、災害などの理由により、国税に関する申告・納付等を期限までにすることができないと認められる場合は、申告・納付等をするのに差し支えないと認められる程度の状態になった日から2ヶ月以内に税務署へ書面で申請することにより、申告・納付等の期限を延長できるという制度です。個別指定における災害などの理由により申告等ができない場合とは、以下の理由が挙げられます。

①本社事務所が損害を受け、帳簿書類等の全部又は一部が滅失する等、直接的な被害を受けたことにより申告等を行うことが困難な場合
②交通手段・通信手段の遮断や停電（計画停電を含む）などのライフラインの遮断により申告等を行うことが困難な場合
③会計処理を行っていた事業所が被災し、帳簿書類の滅失や会計データが破損したことから、決算が確定しない為、申告等を行うことが困難な場合
④税理士が②の状態にある場合や、納税者から預かった帳簿書類の滅失又は申告書作成に必要なデータの破損等をした場合

今回の台風19号の場合であれば、地域指定外であっても被害を受け期限内申告が難しい場合や、地域指定内に支店等の事業所を有していても納税地である本店等の所在地が地域指定外の場合は、個別指定により申告等の期限延長の適用を受けることができます。このように地域指定されていなくても申告等の期限延長は可能ですので、該当するという方は弊所担当者にご連絡ください。

通常使用することのない制度ですが、今後、関西でも南海トラフ地震をはじめとして、大きな災害が起こることが予想されています。このような制度を知っておくことでその後の状況は大きく変わってくると思います。弊所においても、いつ災害が起きても迅速に対応できるように準備していきます。

（文責　岡崎　優一）